

ただ働きを強制する管理職はプロ失格！ただ働きは、人員不足見えなくし、現場改善のブレーキに

ただ働きの強制は労働基準法37条の違反です



この間、一般病床のスタッフから「超過勤務が申請できない」という悲鳴が支部に複数届いています。

① 業務終了後ばかりでなく、業務時間前から「自主的に」業務を開始しても、それらはすべて超過勤務となります。

「時間前だから業務は止めてください」、「業務終了時間だから業務を止めてください」と管理職が労働時間を管理するのが本来の姿です。何も言わないで職員を時間外に働かせることは、「黙示の指示」（黙認することが超過勤務命令となる）となります。

② 「働き方が非効率だから時間内に仕事が終わらない」だから超過勤務申請をさせないというのではなく、労働基準法37条1項の違反です。「使用者が、（略）労働時間を延長」した場合、割増賃金を支払うことが37条には明記されています。仮に「働き方が非効率」であったとしても、それは効率的な働き方に改善できない管理職の問題であり、一方的に労働者の責任とするのは間違います。ですから、労働者の働き方の問題にして超過勤務申請をさせないことは、管理職として二重に間違っています。

超過勤務申請がなければ、定時に帰ったことになり職場の人員不足が「見える化」されません。超過勤務申請ができない方は、分会、支部にご相談ください。

「都立病院」がトレンド入り！ 都議会は独法化について丁寧な議論を！

21日、9月都議会に都立・公社病院の独法化条例が提出されることが明らかになりました。それを受け行われた支部のツイデモでは、1059件のツイートがされました。22日に読売オンライン

7000ツイート！
ンなどが報道すると、都立病院関連のツイートが急増。ついにはトレンド入りしました。その後も#都立公社病院の独法化ではなくコロナ医療の充実をもとめますはその後もツイートされ続け、28日現在7,000件を超ました。



22日に「都立病院」がトレンド入りしたのは、多くの都民が、初めて独法化問題を知り衝撃を受けたからです。9月都議会への独法化条例案提出は、多くの問題があります。9月都議会の短い会期で早急に決めて良い問題ではありません。まず9月都議会は、44人の在宅死への真摯な反省から始めるべきです。

発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail:mail@t-byoinsibu.jp URL http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Toco 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部
職場の悩み相談に乘ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！

#看護師のしぶ子さんで検索